

# 三田市危険ブロック塀等撤去補助制度

(令和元年度をもって終了します)

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊により尊い命が失われました。近い将来、南海・東南海地震の発生が危惧されていることもあり、市内の危険ブロック塀等の早期撤去を進めるため、緊急の補助事業を実施してきましたが、令和元年度をもって終了します。撤去をお考えの方はお早めに市へご相談ください。

## 【補助申請受付および窓口】

【受付期間】 令和 2 年 2 月 28 日まで

【窓口】 三田市まちの再生部都市政策室審査指導課 (TEL) 559-5119  
(FAX) 559-7400

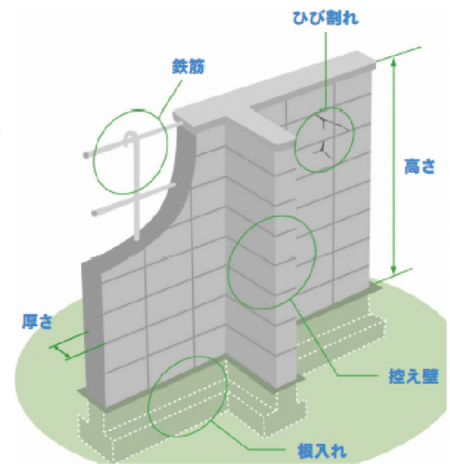
## 【補助対象となる施設】

- ① 個人住宅（賃貸住宅を除く）
- ② 幼稚園・保育所、認定こども園
- ③ 社会福祉施設（県または市の認可等を受けたものに限る）

## 【補助対象要件】

次の要件をすべて満たすブロック塀等

- ・補助対象となる施設に附属するもの
- ・高さ 80 cm 以上のもの
- (不特定多数の者が通行する道に面しているものに限る)
- ・下記の基準に適合しない項目があるもの



## 補強コンクリートブロック造のブロック塀の場合

| 項目                                                | 基準                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 塀の高さ                                            | 地盤から 2.2m 以下である。                                                                                                     |
| ② 塀の厚さ                                            | 高さ 2m を超える塀で 15cm 以上である。<br>高さ 2m 以下の塀で 10cm 以上である。                                                                  |
| ③ 控壁 (塀の高さが 1.2m を超える場合)                          | 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突き出した控壁がある。                                                                              |
| ④ 基礎                                              | コンクリートの基礎がある。                                                                                                        |
| ⑤ 傾き、ひび割れ等                                        | 塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。                                                                                             |
| 上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について基準を満たしているか確認する。 |                                                                                                                      |
| ⑥ 鉄筋                                              | (塀の壁内) 直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横共 80cm 以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。<br>(控壁の壁内) 直径 9mm 以上の鉄筋が配筋されている。 |
| ⑦ 基礎 (塀の高さが 1.2m を超える場合)                          | 基礎の丈が 35cm 以上、根入れ深さが 30cm 以上ある。                                                                                      |

## 組積造のブロック塀の場合

| 項目                                                |          | 基準                                                           |
|---------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------|
| ①                                                 | 塀の高さ     | 地盤から 1.2m 以下である。                                             |
| ②                                                 | 塀の厚さ     | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある。                           |
| ③                                                 | 控壁       | 塀の長さ 4m 以下ごとに塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが②の必要寸法の 1.5 倍以上ある。 |
| ④                                                 | 基礎       | コンクリートの基礎がある。                                                |
| ⑤                                                 | 傾き、ひび割れ等 | 塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。                                     |
| 上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について基準を満たしているか確認する。 |          |                                                              |
| ⑥                                                 | 基礎       | 根入れ深さが 20cm 以上ある。                                            |

### 【補助の対象となる経費】

ブロック塀等の撤去工事に係る撤去費、廃棄物運搬費、処分費、整地費、仮設費および諸経費

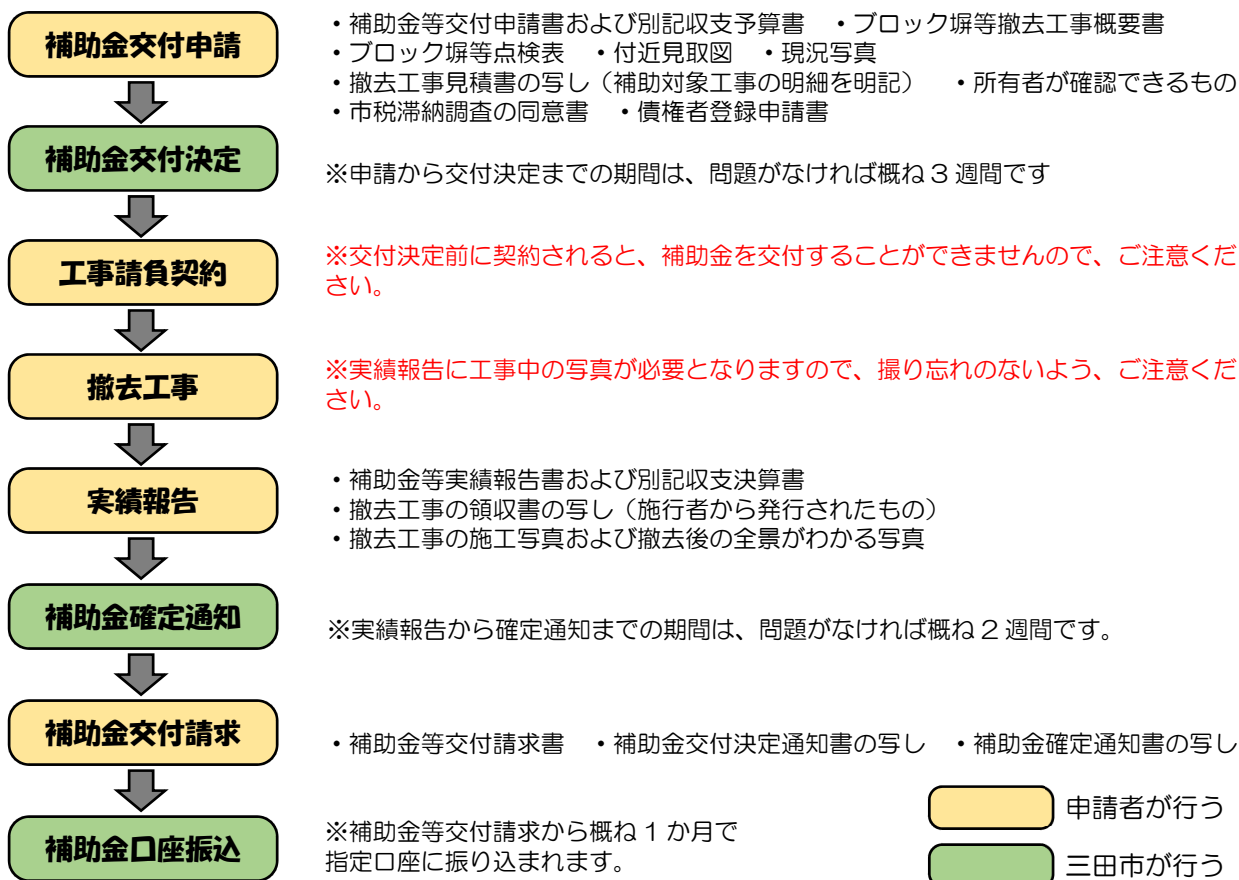
### 【補助金額】

補助の対象となる経費のうち **2/3** を補助します。ただし次の額を上限とします。

- ① 個人住宅（賃貸住宅を除く）：**10万円**
- ② 幼稚園・保育所、認定こども園：**45万円**
- ③ 社会福祉施設（県または市の認可等を受けたものに限る）：**80万円**

### 【手続きの流れ】

（必要書類、注意事項その他）



申請者が行う

三田市が行う

※申請書式等は市ホームページからダウンロードするか審査指導課窓口で配布できます

### 【その他】

三田市では、危険ブロック塀撤去補助のほか、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（旧耐震住宅）に関して、耐震診断および耐震改修の補助制度を実施しています。詳しくは審査指導課（TEL559-5119）までお問合せください。